

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例をここに公布する。

平成18年12月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第70号

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき，区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて，次の区を設ける。

北区

東区

中央区

江南区

秋葉区

南区

西区

西蒲区

2 前項の区の区域は，別表のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 前条第1項の区に置く事務所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
北区役所	新潟市北区葛塚3197番地	北区の区域

東区役所	新潟市東区古川町 4 番 1 2 号	東区の区域
中央区役所	新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1	中央区の区域
江南区役所	新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号	江南区の区域
秋葉区役所	新潟市秋葉区程島 2 0 0 9 番地	秋葉区の区域
南区役所	新潟市南区白根 1 2 3 5 番地	南区の区域
西区役所	新潟市西区寺尾東 3 丁目 1 4 番 4 1 号	西区の区域
西蒲区役所	新潟市西蒲区巻甲 2 6 9 0 番地 1	西蒲区の区域

附 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	区域
北区	朝日町 1 丁目から 4 丁目まで、彩野 1 丁目から 4 丁目まで、石動 1 丁目から 2 丁目まで、内島見、内沼、浦木、浦ノ入、大久保、大瀬柳、太田、大月、大迎、岡新田、笠柳、かぶとやま 1 丁目から 2 丁目まで、上大月、上土地亀、上堀田、神谷内、嘉山、嘉山 1 丁目から 6 丁目まで、川西 1 丁目から 4 丁目まで、木崎、葛塚、小杉（字平作浦に限る。）、笹山、笹山東、里飯野、三軒屋町、島見町、下大谷内、下土地亀、下早通、十二、十二前、白勢町、新富町、新鼻、新元島町、須戸、須戸 1 丁目から 5 丁目まで、すみれ野 1 丁目から 3 丁目まで、太子堂、高森、高森新田、太夫浜、太夫浜新町 1 丁目から 2 丁目まで、太郎代、つくし野 1 丁目から 2 丁目まで、東栄町 1 丁目から 3 丁目まで、樋ノ入、鳥屋、長戸、長戸呂、長戸呂新田、長場、名目所、名目所 1 丁目から 3 丁目まで、新井郷、新崎、新崎 1 丁目から 3 丁目まで、濁川、濁川 1 丁目、西名目所、灰塚、白新町 1 丁目から 4 丁目ま

	<p>で、浜浦，早通，早通北 1 丁目から 6 丁目まで，早通南 1 丁目から 5 丁目まで，東栄町，平林，仏伝，北陽 1 丁目から 2 丁目まで，細山（字向川原に限る。），前新田，松潟，松栄町，松浜 1 丁目から 8 丁目まで，松浜新町，松浜町（ 2 7 2 1 番 5 3 から 3 6 4 4 番 8 6 までに限る。），松浜東町 1 丁目から 2 丁目まで，松浜本町 1 丁目から 4 丁目まで，松浜みなど，美里 1 丁目から 2 丁目まで，三ツ森川原，三ツ屋，村新田，森下，柳原 1 丁目から 6 丁目まで，山飯野，横井，横越（字十二前に限る。），横土居</p>
東区	<p>秋葉 1 丁目，秋葉通 2 丁目から 3 丁目まで，粟山（江南区の区域に係る部分を除く。），粟山 1 丁目から 4 丁目まで，石山，石山 1 丁目から 6 丁目まで，石山団地，石動，江口（ 2 番から 1 9 番 2 まで， 1 9 番 6 ， 1 9 番 7 ， 1 9 番 9 ， 2 7 番 4 ， 2 7 番 5 ， 2 7 番 9 ， 2 7 番 1 3 ， 2 8 番 3 から 2 8 番 7 まで， 2 8 番 1 1 ， 3 6 番 1 から 6 6 番 8 まで， 9 0 番 1 から 1 2 2 番 8 まで， 1 4 8 番 1 から 1 7 6 番 1 まで， 1 7 6 番 5 から 1 7 6 番 8 まで， 1 8 3 番 1 1 ， 1 8 3 番 1 9 ， 1 8 7 番 1 ， 1 8 8 番 1 から 1 9 2 番 3 まで， 1 9 3 番 2 から 1 9 5 番 9 まで， 1 9 5 番 1 4 ， 1 9 6 番から 2 0 5 番 6 まで， 2 0 6 番 1 から 2 0 7 番 3 まで， 2 4 1 番 1 ， 2 4 2 番 1 ， 3 3 8 番 1 から 3 4 5 番 4 まで， 3 4 6 番 2 から 3 4 6 番 4 まで， 3 4 7 番 2 から 3 5 6 番 1 まで， 3 5 6 番 4 ， 3 5 6 番 5 ， 3 5 7 番 1 ， 4 3 4 番 2 ， 4 5 2 番 2 から 4 5 9 番 3 まで， 4 6 0 番 2 ， 4 6 1 番 2 から 4 6 4 番 2 まで， 4 7 2 番 8 から 4 7 2 番 1 0 まで， 5 3 7 番 5 ， 5 4 6 番 2 ， 5 4 7 番 2 ， 5 4 8 番 2 ， 5 4 8 番 3 ， 5 4 9 番 2 ， 5 4 9 番 3 ， 5 5 0 番 1 から 5 5 2 番 2 まで， 5 5 3 番 1 ， 5 5 3 番 3 ， 5 5 5</p>

番1から558番2まで, 559番2, 559番3, 560番2, 560番3, 561番2から562番4まで, 564番4, 591番8, 600番7, 617番2から622番3まで, 623番4, 623番6から624番2まで, 624番5, 625番1, 625番4から628番まで, 629番2, 630番2, 631番1, 631番3, 668番4, 1251番1から1258番4まで, 1271番から1412番3まで, 1426番1から1429番3まで, 1557番から1564番まで及び1621番から1629番までに限る。), 榎, 榎町, 海老ヶ瀬, 海老ヶ瀬新町, 王瀬新町, 逢谷内, 逢谷内1丁目から6丁目まで, 大形本町, 大形本町1丁目から6丁目まで, 大山1丁目から2丁目まで, 岡山, 卸新町1丁目から3丁目まで, 上王瀬町, 上木戸, 上木戸1丁目から5丁目まで, 亀田中島4丁目(401番, 419番3, 420番1から420番4まで, 420番6から421番4まで, 424番1から425番2まで, 426番4から426番6まで, 427番1から433番2まで, 437番1から437番3まで, 438番1, 438番2, 439番2から439番5まで, 440番1及び440番2に限る。), 鷗島町, 蒲原, 北葉町, 北山(1331番1から1332番1まで, 1332番3から1332番7まで, 1333番1, 1333番3から1334番2まで及び1335番5に限る。), 空港西1丁目から2丁目まで, 下場, 下場新町, 下場本町, 幸栄1丁目から3丁目まで, 河渡, 河渡1丁目から3丁目まで, 河渡新町1丁目から2丁目まで, 河渡本町, 江南1丁目から6丁目まで, 向陽1丁目から3丁目まで, 小金台, 小金町1丁目から3丁目まで, 材木町, 猿ヶ馬

場，猿ヶ馬場1丁目から2丁目まで，下山1丁目から3丁目まで，紫竹，紫竹2丁目から7丁目まで，紫竹卸新町，紫竹山3丁目（578番5，1081番子，1082番10及び1094番3から1094番9までに限る。），下木戸，下木戸1丁目から3丁目まで，白銀1丁目から2丁目まで，新石山1丁目から5丁目まで，新岡山2丁目，新川町，新松崎1丁目から3丁目まで，神明町，末広町，太平1丁目から4丁目まで，宝町，竹尾，竹尾1丁目から4丁目まで，竹尾卸新町，児池，長者町，月見町，津島屋，津島屋1丁目から8丁目まで，寺山，寺山1丁目から3丁目まで，東新町，東明1丁目から8丁目まで，中木戸，中興野，中島，中島1丁目から2丁目まで，中野山（江南区の区域に係る部分を除く。），中野山1丁目から7丁目まで，中山，中山1丁目から8丁目まで，錦町，西野（915番3，915番4，916番2，916番4，942番3，944番2，961番1から965番2まで，965番6，966番1，985番3，985番4，985番8，985番10，986番4，986番5，986番11，1003番1から1030番3まで，1030番8から1032番1まで，1045番6から1045番9まで，1045番13，1045番17，1046番4から1046番8まで，1062番1から1092番2まで，1103番4，1103番5，1105番2から1105番6まで，1108番1，1108番4，1116番2から1117番2まで，1117番4から1143番3まで，1143番5，1144番2，1144番4から1301番2まで，1301番6，1322番6，1322番7，1323番4，1323番5，1323番7，132

3番15, 1363番1, 1363番7から1370番2まで,
1370番7, 1370番9, 1387番4, 1388番3から
1388番6まで, 1388番22, 1388番23, 1392
番2, 1392番6, 1401番1から1409番1まで, 14
09番5, 1420番2, 1421番4から1421番6まで,
1421番10, 1421番14, 1441番1, 1442番1
から1447番1まで, 1447番4, 1447番7, 1466
番2, 1478番1, 1478番2, 1483番1から1485
番3まで, 1486番2から1489番3まで, 1490番6,
1507番4, 1507番5, 1507番12及び1507番1
3に限る。), 沼垂, 根室新町, はなみずき1丁目から3丁目ま
で, 浜町, 浜谷町, 浜谷町1丁目から2丁目まで, 東中島1丁目
から4丁目まで, 東中野山1丁目から7丁目まで, 東臨港町, 一
日市, 藤見町1丁目から2丁目まで, 船江町1丁目から3丁目ま
で, 古川町, 古湊町, 平和町, 牡丹山1丁目から6丁目まで, 本
所, 本所1丁目から3丁目まで, 松崎, 松崎1丁目から2丁目ま
で, 松島1丁目から3丁目まで, 松園1丁目から2丁目まで, 松
浜町(北区の区域に係る部分を除く。), 松和町, 南紫竹1丁目か
ら2丁目まで, もえぎ野1丁目から3丁目まで, 木工新町, 物見
山1丁目から4丁目まで, 桃山町1丁目から2丁目まで, 柳ヶ
丘, 山木戸(中央区の区域に係る部分を除く。), 山木戸1丁目か
ら8丁目まで, 山下, 山の下町, 有楽1丁目から3丁目まで, 豊
1丁目から3丁目まで, 臨海町, 臨港1丁目, 臨港町2丁目から
3丁目まで

中央区

相生町, 赤坂町1丁目から3丁目まで, 明石1丁目から2丁目ま

で，曙町，旭町通1番町から2番町まで，愛宕1丁目から3丁目まで，鐙1丁目から3丁目まで，鐙西1丁目から2丁目まで，網川原，網川原1丁目から2丁目まで，有明大橋町，有明台，医学町通1番町から2番町まで，礎町通1ノ町から6ノ町まで，礎町通上1ノ町，一番堀通町，稻荷町，入船町1丁目から6丁目まで，祝町，浮洲町，鷓ノ子（791番8，818番1，818番2，819番6から823番1まで，823番4から825番1まで，842番1，842番8，843番3，844番1，845番1から845番3まで，846番1，846番4，846番11，847番3，848番1，848番2，849番1，849番2，850番1，851番1，852番1，852番2，853番1，853番2，854番1から1042番8まで，1042番15から1042番18まで，1042番22及び1045番に限る。），姥ヶ山（江南区の区域に係る部分を除く。），姥ヶ山1丁目から6丁目まで，馬越，海辺町1番町から2番町まで，上沼，嘗所通1番町から2番町まで，烏帽子町，近江1丁目から3丁目まで，大島，翁町1丁目から2丁目まで，祖父興野（920番から926番までに限る。），親松，鏡が岡，嘉木（1826番から1828番までに限る。），春日町，学校裏町，学校町通1番町から3番町まで，上近江1丁目から4丁目まで，上大川前通1番町から12番町まで，上所1丁目から3丁目まで，上所上1丁目から3丁目まで，上所島，上所中1丁目から3丁目まで，亀田早通（3347番1から3355番2まで及び3355番4から3359番7までに限る。），川岸町1丁目から3丁目まで，川端町1丁目から6丁目まで，神道寺，神道寺1丁目から3丁目ま

で，神道寺南1丁目から2丁目まで，蒲原町，北大畑町，北多門町，北浜通1番町から2番町まで，北毘沙門町，寄附町，久蔵興野（99番3，99番6から99番9まで，172番1から172番5まで，172番8から172番10まで，173番1から176番6まで，262番1から310番1まで，1060番及び1061番に限る。），窪田町，窪田町1丁目から7丁目まで，京王1丁目から3丁目まで，高志1丁目から2丁目まで，寿町1丁目から2丁目まで，小張木，小張木1丁目から3丁目まで，幸町，幸西1丁目から4丁目まで，栄町1丁目から3丁目まで，魁町，桜木町，笹口，笹口1丁目から3丁目まで，三和町，汐見台，紫竹1丁目，紫竹山，紫竹山1丁目から2丁目まで，紫竹山3丁目（東区の区域に係る部分を除く。），紫竹山4丁目から7丁目まで，信濃町，下旭町，下大川前通1ノ町から7ノ町まで，下所島，下所島1丁目から2丁目まで，鐘木（74番から79番8まで，80番2から80番8まで，80番14，85番3，85番4，85番7から85番9まで，114番3，114番5，119番1から131番1まで，131番5，136番2，171番3から171番5まで，171番7，176番1から197番1まで，197番6，202番3，202番7，237番3，242番1から279番1まで，279番6，284番1，284番3から284番5まで，284番13，316番4，321番1，321番3，322番1から383番2まで，383番7，388番6，420番3から420番6まで，420番14，420番18，421番8から426番4まで，426番7から507番1まで，507番4，513番8及び637番3から85

3番2までに限る。), 新光町, 新島町通1ノ町から5ノ町まで, 新和1丁目から4丁目まで, 水道町1丁目から2丁目まで, 菅根町, 住吉町, 清五郎(江南区の区域に係る部分を除く。), 関新1丁目から3丁目まで, 関南町, 関屋(1番から1番104まで, 2番1, 2番8から2番48まで, 2番63から2番95まで, 99番子, 159番3から1745番3まで, 1865番115及び2456番から5058番2までに限る。), 関屋大川前1丁目から2丁目まで, 関屋大川前通1丁目, 関屋御船蔵町, 関屋金鉢山町, 関屋金衛町1丁目から2丁目まで, 関屋下川原町1丁目から2丁目まで, 関屋昭和町1丁目から3丁目まで, 関屋新町通1丁目から2丁目まで, 関屋田町1丁目から4丁目まで, 関屋浜松町, 関屋本村町1丁目から2丁目まで, 関屋松波町1丁目から3丁目まで, 関屋恵町, 曾川(甲3632番から甲3700番5まで, 甲3759番子, 甲3795番2, 甲3819番及び甲3820番に限る。), 太右工門新田(201番1から207番5まで, 338番4, 338番5, 340番2, 344番3から467番1まで, 469番から482番まで, 497番1から497番6まで, 508番1から742番3まで, 902番3, 903番3及び1406番から1568番5までに限る。), 高美町, 田中町, 田町1丁目から3丁目まで, 依柳(400番26, 408番3から419番3まで, 419番9から419番12まで, 420番4から420番7まで, 420番12, 420番13, 420番17, 426番1から426番4まで, 426番6から430番2まで及び780番から790番までに限る。), 忠蔵町, 月町, 附船町1丁目から3丁目まで, 出来島, 出来島1丁目から

2丁目まで，寺裏通1番町から2番町まで，寺山町，天神1丁目から2丁目まで，天神尾，天神尾1丁目から2丁目まで，天明町，鳥屋野，鳥屋野1丁目から4丁目まで，豊照町，中大畑町，長潟（江南区の区域に係る部分を除く。），長潟1丁目から3丁目まで，長嶺町，鍋潟新田（561番2，565番1から574番2まで，575番4，575番6，580番6，588番5，593番5，593番7から616番4まで，617番4，617番6，622番5，622番7，636番5，641番4，641番6から658番5まで，658番8から661番4まで，719番2，719番9から719番11まで，719番13，724番1から743番2まで，743番4から747番4まで，772番6から772番9まで，772番11，772番13，777番1から802番1まで及び802番3から805番3までに限る。），並木町，西受地町，西馬越，西厩島町，西大畑町，西中町，西船見町，西堀通1番町から11番町まで，西堀前通1番町から11番町まで，西湊町通1ノ町から4ノ町まで，沼垂西1丁目から3丁目まで，沼垂東1丁目から6丁目まで，白山浦1丁目から2丁目まで，白山浦新町通，舂川岸町，花園1丁目から2丁目まで，花町，浜浦町1丁目から2丁目まで，早川町1丁目から3丁目まで，万代1丁目から6丁目まで，万代島，東入船町，東受地町，東厩島町，東大通1丁目から2丁目まで，東大畑通1番町から2番町まで，東幸町，東出来島，東中通1番町から2番町まで，東万代町，東堀通1番町から13番町まで，東堀前通1番町から11番町まで，東湊町通1ノ町から4ノ町まで，日の出1丁目から3丁目まで，雲雀町，二葉町1丁目から3丁目ま

	<p>で，船場町 1 丁目から 2 丁目まで，船見町 1 丁目から 2 丁目まで，古町通 1 番町から 1 3 番町まで，文京町，弁天 1 丁目から 3 丁目まで，弁天橋通 1 丁目から 3 丁目まで，堀之内，堀之内南 1 丁目から 3 丁目まで，堀割町，本町通 1 番町から 1 4 番町まで，本間町 1 丁目から 3 丁目まで，秣川岸通 1 丁目から 2 丁目まで，松岡町，丸瀉新田（1 5 0 8 番に限る。），見方町，美咲町 1 丁目から 2 丁目まで，水島町，緑町，湊町通 1 ノ町から 4 ノ町まで，南大畑町，南笹口 1 丁目から 2 丁目まで，南多門町，南出来島 1 丁目から 2 丁目まで，南長瀉，南浜通 1 番町から 2 番町まで，南万代町，南毘沙門町，南横堀町，美の里，室町 1 丁目から 2 丁目まで，女池，女池 1 丁目から 8 丁目まで，女池上山 1 丁目から 5 丁目まで，女池北 1 丁目，女池神明 1 丁目から 3 丁目まで，女池西 1 丁目から 2 丁目まで，女池東 1 丁目，女池南 1 丁目から 3 丁目まで，元祝町，本馬越，本馬越 1 丁目から 2 丁目まで，元下島町，八千代 1 丁目から 2 丁目まで，柳島町 1 丁目から 4 丁目まで，山木戸（2 1 4 番 5，2 1 4 番 2 8，8 9 7 番 1 から 8 9 7 番 3 7 まで，9 6 5 番 1 から 9 6 5 番 7 まで及び 1 7 4 0 番に限る。），山田町 1 丁目から 2 丁目まで，山二ツ（江南区の区域に係る部分を除く。），山二ツ 1 丁目から 5 丁目まで，弥生町，夕栄町，雪町，横一番町，横七番町通 1 丁目から 5 丁目まで，横六番町，芳町，四ツ屋町 1 丁目から 3 丁目まで，米山，米山 1 丁目から 6 丁目まで，寄合町，寄居町，竜が島 1 丁目から 2 丁目まで，流作場，流作場ノ内水島，和合町 1 丁目から 3 丁目まで</p>
江南区	<p>茜ヶ丘，阿賀野 1 丁目から 2 丁目まで，曙町 1 丁目から 5 丁目まで，旭 1 丁目から 4 丁目まで，天野（南区の区域に係る部分を除</p>

く。), 天野1丁目から3丁目まで, 栗山(494番3, 495番4から498番3まで, 498番6から499番2まで, 499番5から499番12まで, 500番2, 501番2, 518番2から518番4まで, 522番1から524番3まで, 524番7, 525番1から525番3まで, 719番1, 719番3から720番1まで, 721番2から727番1まで, 727番4から727番11まで, 728番2から731番3まで, 731番10から732番2まで, 734番1から745番1まで, 745番4, 746番4, 746番5, 748番4, 748番7から749番1まで, 749番4から750番2まで, 750番4から768番まで, 772番, 774番, 777番から782番2まで及び794番2から795番3までに限る。), 泉町1丁目から5丁目まで, 稲葉1丁目から3丁目まで, いぶき野1丁目から2丁目まで, うぐいす1丁目から2丁目まで, 鶺ノ子(中央区の区域に係る部分を除く。), 鶺ノ子1丁目から5丁目まで, 姥ヶ山(10番2, 10番3, 13番2, 13番3, 14番8から14番11まで, 14番13, 14番15, 15番1から15番4まで, 38番2, 38番4, 41番1から43番9まで, 44番12から44番15まで, 44番17, 44番19, 526番2, 526番4, 526番6, 527番1, 528番5及び528番14から534番9までに限る。), 江口(東区の区域に係る部分を除く。), 大淵, 荻曽根, 荻曽根1丁目から5丁目まで, 祖父興野(中央区の区域に係る部分を除く。), 貝塚, 嘉木(中央区の区域に係る部分を除く。), 嘉瀬, 上和田, 亀田, 亀田東町1丁目から4丁目まで, 亀田大月1丁目から3丁目まで, 亀田工業団

地 1 丁目から 3 丁目まで，亀田向陽 1 丁目から 4 丁目まで，亀田
下早通 1 丁目から 2 丁目まで，亀田新明町 1 丁目から 5 丁目ま
で，亀田水道町 1 丁目から 5 丁目まで，亀田中島 1 丁目から 3 丁
目まで，亀田中島 4 丁目（東区の区域に係る部分を除く。），亀田
長潟，亀田長潟 1 丁目，亀田ノ内高山，亀田早通（中央区の区域
に係る部分を除く。），亀田早通 1 丁目から 6 丁目まで，亀田本町
1 丁目から 4 丁目まで，亀田緑町 1 丁目から 4 丁目まで，亀田四
ツ興野 1 丁目から 5 丁目まで，北山（東区の区域に係る部分を除
く。），木津，木津 1 丁目から 5 丁目まで，木津工業団地，久蔵興
野（中央区の区域に係る部分を除く。），蔵岡，小杉（北区の区域
に係る部分を除く。），小杉 1 丁目から 5 丁目まで，駒込，駒込 1
丁目から 2 丁目まで，酒屋町，笹山，五月町 1 丁目から 3 丁目ま
で，早苗 1 丁目から 4 丁目まで，三條岡 1 丁目から 2 丁目まで，
三百地，鐘木（中央区の区域に係る部分を除く。），城所，城所 1
丁目から 2 丁目まで，城山 1 丁目から 4 丁目まで，砂岡 1 丁目か
ら 5 丁目まで，砂崩，砂山 1 丁目から 2 丁目まで，諏訪 1 丁目か
ら 3 丁目まで，清五郎（170 番 2，170 番 6 から 170 番 8
まで，171 番 7 から 171 番 9 まで，174 番 1 から 180 番
2 まで，180 番 10 から 180 番 13 まで，180 番 15 から
186 番 12 まで，187 番 1 から 190 番 2 まで及び 190 番
5 から 190 番 10 までに限る。），沢海，沢海 1 丁目から 3 丁目
まで，曾川（中央区の区域に係る部分を除く。），楚川，曾野木 1
丁目から 2 丁目まで，太右工門新田（中央区の区域に係る部分を
除く。），俵柳（中央区の区域に係る部分を除く。），茅野山，茅野
山 1 丁目から 3 丁目まで，手代山 1 丁目から 2 丁目まで，所島 1

丁目から2丁目まで，泥瀉，直り山，長瀉（140番1から140番5まで，153番10から153番12まで，153番14，153番15，153番17，218番3から218番5まで，221番2から221番7まで，222番4から222番7まで，223番1から266番8まで，279番7から279番12まで，279番14，279番15，346番2から346番4まで，349番1から354番10まで，355番1，365番4，365番11から365番18まで，365番20，365番21，433番3から433番5まで，435番1から437番7まで，438番2，438番3，439番2，439番4，446番15から446番20まで，446番22，446番23，446番25，446番26，505番2，505番4，505番5，508番1から511番7まで，512番1，512番2，520番1，520番2，520番10から520番12まで，580番2から580番4まで，580番10から580番13まで，580番15，580番16，584番2から584番4まで，586番1から596番3まで，601番2から601番4まで，601番10から601番12まで，652番1，652番2，652番9から652番12まで，652番14，652番15，654番2から654番4まで，657番1から668番4まで，669番1，673番1，673番2，673番11から673番14まで，673番16及び673番17に限る。），中野山（800番4，800番6から801番3まで，802番6から803番1まで，803番4，803番8，835番2から835番4まで，835番8から837番

2まで，837番6から839番1まで，839番7から840番3まで，840番7から846番2まで，879番2から879番4まで，881番1から888番4まで，889番1，889番2，889番4から889番8まで，890番及び1005番1から1030番6までに限る。)，鍋潟新田（中央区の区域に係る部分を除く。），西野（東区の区域に係る部分を除く。），西町1丁目から6丁目まで，西山，二本木，二本木1丁目から5丁目まで，花ノ牧，東早通1丁目から4丁目まで，東船場1丁目から5丁目まで，東本町1丁目から5丁目まで，日水1丁目から3丁目まで，平賀，平山，袋津，袋津1丁目から6丁目まで，藤山，藤山1丁目から2丁目まで，船戸山，船戸山1丁目から5丁目まで，細山（北区の区域に係る部分を除く。），舞潟，松山，丸潟，丸潟1丁目，丸潟新田（中央区の区域に係る部分を除く。），丸山，丸山ノ内善之丞組，茗荷谷，元町1丁目から5丁目まで，山二ツ（45番11，45番14から45番17まで，45番19，45番20，47番2，47番3，49番1から57番2まで，58番2から58番4まで，58番17，58番19，58番21から58番24まで，58番26，58番27，59番1から72番6まで，72番8，129番1から162番6まで，163番2，163番3，163番5，163番6，214番3，214番4，215番5，215番6，216番1から258番6まで，258番8，258番9，259番2，260番5，260番7，307番2，307番3，308番4から308番8まで，308番17から308番25まで，309番1から403番10まで，458番2から458番4まで，459番

	<p>5 から 4 5 9 番 8 まで, 4 8 6 番 1 から 5 1 7 番 8 まで, 5 2 7 番 2, 5 2 8 番 2, 5 7 5 番 2 から 5 7 5 番 4 まで, 5 7 6 番 3, 5 7 6 番 4, 5 9 5 番 4 から 6 0 8 番 6 まで, 6 4 5 番 3 から 6 4 5 番 5 まで, 6 4 7 番 2 から 6 4 7 番 5 まで, 6 4 8 番 1 1 から 6 4 8 番 1 7 まで, 6 4 8 番 3 1, 6 4 8 番 3 2, 6 4 8 番 3 4 から 6 5 5 番 1 4 まで及び 6 6 8 番 1 から 7 0 4 番 4 までに限る。), 横越 (北区の区域に係る部分を除く。), 横越上町 1 丁目から 5 丁目まで, 横越川根町 1 丁目から 5 丁目まで, 横越中央 1 丁目から 8 丁目まで, 横越東町 1 丁目から 2 丁目まで, 両川 1 丁目から 2 丁目まで, 和田, 割野</p>
秋葉区	<p>あおば通 1 丁目から 2 丁目まで, 秋葉 1 丁目から 3 丁目まで, 朝日, 安部新, 天ヶ沢新田, 安養寺, 市新, 市之瀬, 飯柳, 梅ノ木, 浦興野, 浦沢, 大秋, 大鹿, 大関, 岡田, 荻島, 荻島 1 丁目から 3 丁目まで, 荻野町, 覚路津, 金沢町 1 丁目から 4 丁目まで, 金津, 金屋, 鎌倉, 柄目木, 蒲ヶ沢, 川口, 川根, 北, 北潟, 北上, 北上 1 丁目から 3 丁目まで, 北上新田, 草水町 1 丁目から 3 丁目まで, 栗宮, 車場, 車場 1 丁目から 5 丁目まで, こがね町, 小口, 小須戸, 古田, 古田ノ内大野開, 小戸上組, 小戸下組, 子成場, 小向, 小屋場, さつき野 1 丁目から 3 丁目まで, 塩谷, 下興野, 下興野町, 下条, 下新, 新栄町, 新金沢町, 新郷屋, 新保, 新町 1 丁目から 3 丁目まで, 水田, 善道, 善道町 1 丁目から 2 丁目まで, 田家, 田家 1 丁目から 3 丁目まで, 大安寺, 大蔵, 滝谷町, 滝谷本町, 田島, 田屋, 次屋, 出戸, 中沢町, 中新田, 中野, 中野 1 丁目から 5 丁目まで, 中村, 七日町, 新津, 新津東町 1 丁目から 3 丁目まで, 新津本町 1 丁目から 4 丁目ま</p>

	<p>で，新津緑町，新津四ツ興野，西金沢，西島，西古津，日宝町，羽下，東金沢，東島，福島，船越，舟戸1丁目から2丁目まで，古津，程島，牧ヶ鼻，松ヶ丘1丁目，満願寺，南町，美幸町1丁目から3丁目まで，結，矢代田，山谷町1丁目から3丁目まで，横川浜，吉岡町，竜玄，六郷，蕨曾根，割町</p>
<p>南区</p>	<p>赤渋，朝捲，味方（西蒲区の区域に係る部分を除く。），鰻潟，鰻潟1丁目，天野（字新川向及び字横土居に限る。），飯島，居宿，和泉，犬帰新田，茨曾根，鑄物師興野，兔新田，牛崎，白井，白井ノ内小平次新田，獺ヶ通，浦梨，大倉，大倉新田，大通1丁目から2丁目まで，大通黄金1丁目から7丁目まで，大通西，大通南1丁目から5丁目まで，大別當，沖新保，上浦，上木山，上塩俵，上新田，上道潟，上八枚，上曲通，神屋，北田中，木滑，櫛笥，蜘蛛興野，小坂，小蔵子，山王，山王新田，七軒，七軒町，清水，下木山，下塩俵，下道潟，下道潟下新田，下八枚，下八枚ノ内小見新田，下曲通，下山崎，十五間，十二道島，上下諏訪木，庄瀬，庄瀬村分，次郎右工門興野，白根，白根東町1丁目，白根魚町，白根水道町，白根ノ内七軒，白根日の出町，白根古川，白根四ツ興野，新生町1丁目から3丁目まで，新山崎町1丁目から3丁目まで，親和町，杉菜，助次右工門組，蔵主，大郷，田尾，高井興野，高井東1丁目から3丁目まで，田中，月潟，釣寄（西蒲区の区域に係る部分を除く。），釣寄新（西蒲区の区域に係る部分を除く。），天王新田，戸石，戸頭，中小見，中塩俵，中山，七穂，鍋潟，新飯田，西笠巻，西笠巻新田，西萱場，西酒屋，西白根，根岸，能登，能登1丁目から2丁目まで，東笠巻，東笠巻新田，東萱場，東長嶋，菱潟，菱潟新田，引越，平潟，平</p>

	<p> 潟新田，福島（2741番から2747番まで，2749番及び 2751番に限る。），古川新田，平成町，保坂，堀掛，真木，松 橋，万年，山崎興野，吉江，吉田新田，鷲ノ木新田 </p>
<p>西区</p>	<p> 青山，青山1丁目から8丁目まで，青山新町，青山水道，赤塚， 有明町，五十嵐1の町から3の町まで，五十嵐3の町北，五十嵐 3の町中，五十嵐3の町西，五十嵐3の町東，五十嵐3の町南， 五十嵐上崎山，五十嵐下崎山，五十嵐中島，五十嵐中島1丁目か ら5丁目まで，五十嵐西，五十嵐東1丁目から3丁目まで，板 井，内野潟端，内野潟向，内野上新町，内野崎山，内野関場，内 野戸中才，内野長潟，内野中浜，内野西1丁目から3丁目まで， 内野早角，内野町，内野山手1丁目から2丁目まで，浦山1丁目 から4丁目まで，大潟，大友，大野，大野町，緒立流通1丁目か ら2丁目まで，小見郷屋，笠木，金巻，金巻新田，上新栄町，上 新栄町1丁目から6丁目まで，神山，亀貝，勘助郷屋，北場，木 場，木山，黒鳥，小新，小新1丁目から4丁目まで，小新大通1 丁目から2丁目まで，小新西1丁目から3丁目まで，小新南1丁 目から2丁目まで，小瀬，小針，小針1丁目から8丁目まで，小 針が丘，小針上山，小針台，小針西1丁目から2丁目まで，小針 藤山，小針南，小針南台，小平方，坂井，坂井1丁目から3丁目 まで，坂井砂山1丁目から4丁目まで，坂井東1丁目から6丁目 まで，坂田，新田，新通，新通西1丁目から2丁目まで，新中浜 1丁目から6丁目まで，須賀，関屋（中央区の区域に係る部分を 除く。），関屋堀割町，善久，曾和，大学南1丁目から2丁目ま で，田潟，高山，田島，立仏，中権寺，寺尾，寺尾朝日通，寺尾 上1丁目から6丁目まで，寺尾北1丁目から2丁目まで，寺尾台 </p>

	<p>1丁目から3丁目まで，寺尾中央公園，寺尾西1丁目から5丁目まで，寺尾東1丁目から3丁目まで，寺尾前通1丁目から3丁目まで，寺地，道河原，藤蔵新田，ときめき西1丁目から4丁目まで，ときめき東1丁目，鳥原，鳥原新田，中野小屋，西有明町，西小針台1丁目から3丁目まで，早潟，東青山1丁目から2丁目まで，東山，藤野木，平島，平島1丁目から3丁目まで，保古野木，前野外新田，槇尾，真砂1丁目から4丁目まで，松海が丘1丁目から4丁目まで，松美台，的場流通1丁目から2丁目まで，みずき野1丁目から6丁目まで，明田，谷内，山崎，山田，四ツ郷屋，與兵衛野新田（88番1から88番3まで，89番1，89番2，90番1，90番2及び91番から103番までに限る。），流通1丁目から3丁目まで，流通センター1丁目から6丁目まで</p>
西蒲区	<p>赤縮，味方（4526番，4527番及び4532番に限る。），安尻，油島，新谷，石瀬，井随，茨島，今井，岩室温泉，植野新田，打越，姥島，卯八郎受，浦村，漆山，越前浜，遠藤，遠藤村受，大潟，大潟村古新田受，大関，大曾根，大原，押付，貝柄，貝柄新田，柿島，角田浜，角海浜，潟浦新，潟頭，潟上，金池，上木島，上小吉，河井，川崎，北野，国見，久保田，熊谷，熊谷村受，熊潟新田，桑山，桑山村受，高野宮，河間，五ヶ浜，五之上，小吉，栄，栄町，桜林，真田，猿ヶ瀬，三角野新田，三方，下木島，下山，下和納，称名，白鳥，新保，鮎，善光寺，善光寺村受，曾根，高橋，高畑，竹野町，津雲田，釣寄（608番1，608番4，618番1，619番1，619番2，1518番1及び1518番6に限る。），釣寄新（567番，568番1及</p>

び568番2に限る。),天竺堂,稲島,道上,富岡,富出村外新田受,中郷屋,中島,中之口,長場,夏井,並岡,新飯田潟,仁箇,西中,西長島,西船越,西汰上,布目,葉萱場,羽黒,橋本,旗屋,旗屋村受,羽田,原,針ヶ曾根,番屋,東小吉,東中,東船越,東汰上,樋曾,兵右衛門新田,平沢,平野,福井,福島(南区の区域に係る部分を除く。),伏部,舟戸,堀上新田,堀山新田,前田,真木,巻,巻東町,巻大原,牧ヶ島,横島,升岡,升潟,間瀬,松郷屋,松崎,松崎村外新田受,松野尾,松山,馬堀,美里,水沢新田,三ツ門,南,南谷内,峰岡,門田,矢島,山口新田,山口新田村受,山島,横曾根,横戸,横戸村受,與兵衛野新田(西区の区域に係る部分を除く。),鎧潟,六分,鷲ノ木,和納,割前

備考 上表中地番は,平成18年1月1日現在のものである。